議案第53号

逗子市市税条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を次のように改正する。

平成29年11月29日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例(昭和49年逗子市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第28項を附則第34項とし、附則第27項の2を附則第28項とし、附則第27項の3を 附則第29項とし、附則第27項の4を附則第30項とし、同項の次に、次の3項を加える。

- 31 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第26条 第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限 り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第28項の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。
- 32 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第26条 第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限 り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第29項の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。
- 33 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の

適用を受けるものを除く。)に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第30項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の逗子市市税条例の規定は、平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成29年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)の施行に伴い、3輪以上の軽自動車税の税率の特例措置を延長すること等から、改正の要あるため提案する。